

各事業所 管理者 様

福 山 市 保 健 福 祉 局  
長 寿 社 会 応 援 部 介 護 保 険 課 長

介護予防・日常生活支援総合事業の単位数の改定について (通知)

平素から本市保健福祉行政の推進に、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、2026年(令和8年)6月からの本市の介護予防・日常生活支援総合事業の単位数は、次のとおりとします。  
なお、サービスコード表等の説明資料については、後日送付いたします。

- 1 対象事業  
指定介護予防相当訪問事業・指定介護予防相当通所事業

- 2 単位数  
「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」(令和8年3月13日厚生労働省告示第87号)による。  
※1 当該告示は、厚生労働省のホームページ(リンク先)掲載のとおりです。  
介護保険最新情報V01. 1476(該当ページ:P75~P78)  
(リンク先: <https://www.mhlw.go.jp/content/001673833.pdf>)

- 3 指定介護予防相当訪問事業・指定介護予防相当通所事業の介護職員等処遇改善加算  
これまで何度か処遇改善は行われてきたところですが、国が人材流出を防ぐための緊急的対応として賃上げ・職場環境改善の支援を行うために2026年(令和8年)6月から介護職員等処遇改善加算の見直しが示されました。

介護職員等処遇改善加算  
【2026年(令和8年)5月まで】

|       | 指定介護予防相当訪問事業 | 指定介護予防相当通所事業 |
|-------|--------------|--------------|
| 加算I   | 24.5%        | 9.2%         |
| 加算II  | 22.4%        | 9.0%         |
| 加算III | 18.2%        | 8.0%         |
| 加算IV  | 14.5%        | 6.4%         |

介護職員等処遇改善加算  
【2026年(令和8年)6月から】

|         | 指定介護予防相当訪問事業 | 指定介護予防相当通所事業<br>(19人以上) | 指定介護予防相当通所事業<br>(19人未満) |
|---------|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 加算I(イ)  | 27.0%        | 11.1%                   | 11.7%                   |
| 加算I(ロ)  | 28.7%        | 12.0%                   | 12.7%                   |
| 加算II(イ) | 24.9%        | 10.9%                   | 11.5%                   |
| 加算II(ロ) | 26.6%        | 11.8%                   | 12.5%                   |
| 加算III   | 20.7%        | 9.9%                    | 10.5%                   |
| 加算IV    | 17.0%        | 8.3%                    | 8.9%                    |

なお、基準緩和型サービスについては、別途「基準緩和型訪問サービス(指定・委託)・基準緩和型通所サービス(指定・委託)の単位数・単価改定について(通知)」にて単位数をお示ししています。

- 4 適用時期  
2026年(令和8年)6月サービス提供分から

5 質問・照会の受付について

**【指定介護予防相当訪問事業・指定介護予防相当通所事業に関すること】**

本改定にあたって、疑義・質問等がありましたら、次の質問フォームへお問い合わせください。  
<質問フォームのリンク先>

市介護保険課HP>事業者の方はこちら>基準条例等 1 基準条例・介護報酬改定・Q&A・  
通知>4 介護保険課への基準・加算等の質問について

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kaigo/253266.html>)

〔問い合わせ先〕

福山市介護保険課事業者指定担当

TEL (084) 928-1259

FAX (084) 928-1732